

神奈川販売士協会会則

（目的）

第1条： 本協会は、神奈川県において、販売上制度の普及振興を図り、販売士の資質向上と社会的地位を確立することにより、小売商業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条： 本協会は、神奈川販売士協会と称し、英文表記をThe Kanagawa Association of Retail Sales and Management Specialistsとする。略称：KARSS（カース）。

（事務所）

第3条： **本協会は、事務所を神奈川県内に置く。**

（事業）

第4条： 本協会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 販売士制度の普及振興を図ること。
- (2) 販売士の育成・資質向上のための講習会、研修、視察会等を開催すること。
- (3) 販売士の社会的地位向上のための啓蒙活動を行なうこと。
- (4) 商業に関する調査研究、情報収集及び資料の刊行を行なうこと。
- (5) その他本協会の目的達成に必要な事業を行なうこと。

（会員）

第5条： 本協会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、原則として神奈川県及び近隣地域に居住または勤務する販売士有資格者とする。
- (2) 賛助会員は、本協会の目的に賛同する企業、団体、教育機関、商店街及び学識経験者とする。

（入会）

第6条： 会員になることを希望するものは、別に定める手続きにより入会の申込みをしなければならない。

2.前項により所定の会費を納めた時に、本協会の会員となる。

（会費）

第7条： 会員は会費を納入する義務を負う。

2. 正会員は年会費三千円を、賛助会員は年会費一万円を納めるものとする。
但し、10月1日以降に入会する正会員は、千五百円の年会費を納めるものとする。

3.年会費は原則として毎年5月末までに納入するものとする。

(退会)

第8条： 会員は、その旨届け出て退会することが出来る。

2. 会員が本会を退会しようとする時は、退会届を会長宛に提出しなければならない。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
 - (1) 会員が死亡した時
 - (2) 会費を当該年度中に納入せず、翌年度末までに納入しない時

(会員の除名)

第9条： 会員が、次の各号に該当する時は、理事会の同意を得て除名することが出来る。

- (1) 本協会の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った時。
- (2) 会員の義務を怠った時。

(役員)

第10条： 本協会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	4名以内
理事	10名以内
監事	3名以内

(役員を選任)

第11条： 会長、副会長、理事および監事は総会において選任する。

但し、会長、副会長、理事は同時に監事となることは出来ない。

(役員の職務)

第12条： 会長は、会務の遂行を統括し、会長に事故ある時は副会長があらかじめ定められた順位により会長の職務を代行する。

2. 理事は理事会を通じて会務の的な運営にも携わる他この会則及び理事会の定めるところにより、その職務を行なうものとする。
3. 監事は、本協会の業務及び経理を監査しその監査結果を理事会に報告する。

(役員の任期)

第13条： 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員は、任期満了後も後任者の就任するまで引続きその職務を行なうものとする。
3. 補欠又は増員のため就任する役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第14条：役員が本協会の名誉を毀損し、又は、目的に反する行為をした時は、任期中であつても理事会の決議によりこれを解任することが出来る。この場合は、その役員に対して、その理事会の会日の7日前までに、その旨を通告し、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

（顧問・参与）

第15条：本協会に顧問及び参与を置くことが出来る。

2. 顧問及び参与は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本協会の目的達成に必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
4. 参与は、本協会の事業遂行に関し、専門的立場から助言を行う。

（支部）

第16条：本協会は第4条に掲げる事業の一部を分掌させるため、理事会の決議を得て支部を置くことが出来る。

2. 支部について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

（事務局）

第17条：本協会に事務局を設け事務局長1名のほか必要な職員を置くことが出来る。

2. 事務局長は会長が会員の中から任免する。
3. 事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

（理事会の構成等）

第18条：理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要と認めた時、又は構成員の3分の1以上から請求があつた時、会長がこれを召集する。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 監事、顧問、参与、支部長は、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

（理事会の議決事項）

第19条：理事会は、次に掲げる事項及び総会決議事項に関し審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 諸規程（会則を除く）の制定又は改廃
- (4) 前各号の他、会長が付議した事項

（定足数）

第20条：理事会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。

2. 理事会の議決は、出席した構成員の過半数で決する。但し、可否同数の時は、議長

の決するところによる。

(総会)

第21条：総会は年一回開催するほか会長が認めた時に開催する。

2. 総会は、会員総数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
3. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
4. 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。但し、可否同数の時は議長の
するところによる。
5. 総会は理事会からの提案事項並びに重要案件について審議決定をする。

(会則の変更等)

第22条：会則の変更、本協会の解散及び本協会が解散した時の残余財産の処分は、総会の決議を得なければならない。

(委員会等)

第23条：本協会に、その目的達成に必要な事業の適切な運営を図るため委員会及び研究会を置くことが出来る。

2. 委員会には委員長1名、委員等若干名を置く。必要により副委員長等を置くことが出来る。
3. 委員長、副委員長、委員等は会長が委嘱する。

(事業年度)

第24条：本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(収入)

第25条：本協会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(特別会計)

第26条：事業遂行上、必要がある時は、理事会の議決により、通常の収支と区別して経理することが出来る。

(附則)

第27条：この会則は、平成16年5月15日より施行する。

以上

改正： 平成17年5月21日施行（会費）第7条2項に但書きを追加
平成18年5月27日施行（退会）第8条に第3項を追加
平成19年5月26日施行（事務所）第3条を事務所移転のため変更
平成28年5月21日施行（事務所）第3条を事務所移転のため変更
（会費）第7条3項を変更

令和8年5月24日施行 （事務所）第3条の表現を変更